

2021年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議員 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

新型コロナウイルスによる未曾有のパンデミックの中で、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令され、国民は感染への不安、経済的困窮、行動の制約と自粛を求められ、不自由な日々を過ごしています。

相談支援活動は全国各地で、愛知でも行われました。生活困窮の広がりや医療体制の崩壊など、国民生活が窮地に陥っている事例が多数可視化され、緊急の対応が求められました。

パンデミックは、新自由主義の下で、格差と貧困の拡大、医療や社会保障制度の弱体化、脆弱化の実態を鮮明にしました。世界的に社会の在り方が問い直されており、日本でもコロナ後の社会について、自己責任を押し付ける社会ではなく、地域でつながって住み続けられる社会づくりへの模索がすすめられています。コロナ危機に対応する国の財源を大企業や富裕層に応分の負担を求める動きが各国で広がりつつあります。

政府は、消費税を財源にする病床削減推進法、高齢者の医療費窓口負担2倍化法の強行成立等、医療をはじめとした社会保障抑制策を財界・大企業の欲求そのままの暴走を加速してきました。国民のいのちと暮らし最優先へ政治の転換が求められています。

42年間のキャラバン要請行動の中で、住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、地域住民の命と暮らしを守る自治体として役割発揮をお願いし、自治体での具体化と国への要望提出等ご協力をいただきました。ひきつづき住民の命と暮らしを守るため、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1、安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料など

- ①第9期介護保険事業計画を待たずに、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

民生課

今のところ、実施の予定はありません。

- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度を、傷病を限定しない恒常的な制度としてください。

民生課

今のところ、考えはありません。

- ③介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

民生課

今のところ、町独自で減免を行う考えはありません。

- ④介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

民生課

今のところ、町独自で減免を行う考えはありません。

- ⑤施設入所時の食費、居住費の自治体独自の補助制度を創設してください。

民生課

今のところ、町独自で補助を行う考えはありません

★(2)介護保険サービス

- ①訪問介護「生活援助」の回数制限はしないください。

民生課

国の居宅介護支援の運営基準に基づき、適切に生活援助サービスが行われるよう努めてまいります。

- ②総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」の一方的な押しつけや、期間を区切った打ち切りはしないでください。

民生課

訪問、通所サービスともに現行相当サービスを設けております。

- ③自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。

民生課

今のところ、一般財源を投入する考えはありません。

- ④多くの高齢者が参加できるように、自治体の責任で介護予防事業を充実・拡充してください。

民生課

認知症を予防するための介護予防施策について充実させていく予定であります。

(3)基盤整備

- ★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

民生課

認知症対応型共同生活介護事業所の公募を行う等、基盤整備に努めてまいります。

- ②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して適用してください。

民生課

国の方針に基づいて適用しています。

(4)高齢者福祉施策の充実

- ①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

民生課

介護予防活動支援事業費補助金による助成制度を設けております。

- ②住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

民生課

住宅改修、福祉用具購入の受領委任払い制度を実施しております。高額介護サービス費につきましては、今のところ、実施の予定はありません。

- ★③中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。

民生課

今のところ、実施の予定はありません。

★(5)介護人材確保

- ①介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

民生課

今のところ、実施の予定はありません。

- ②利用者にとって危険であり、労働者も休憩が取れず労基法違反の状態である1人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう国に要望し、自治体でも財政支援を行ってください。8時間以上の長時間労働を是正してください。

民生課

今後の国・県の動向を見守っていきたいと考えております。

★(6)障害者控除の認定

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

税務課

障害者控除の対象となる障害者の範囲は、地方税法施行令第7条で規定されており、その中で介護保険法の要介護認定者は規定されていませんので、障害者控除の対象とはなりません。ただし、精神又は身体に障害のある65歳以上の人で、障害の程度が知的障害者又は身体障害者に準ずるものとして市町村長の認定を受けている場合は対象となります。

- ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

民生課

現在、自主申請により認定書の交付を行っておりますが、個別送付する検討を進めていきます。

2. 国保の改善について

- ★①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために、一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

保険医療課

国や県の方針により、法定外繰入金は減らす考えです。

- ★②保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

保険医療課
実施しています。

- ★③18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計による減免制度を実施してください。

保険医療課
考えておりません。

- ★④新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度を、傷病を限定しない恒常的な制度としてください。所得ゼロまたはマイナスの世帯も減免対象としてください。コロナ特例減免の適用要件について、前年収入をコロナ以前の2019年または、2020年より3割以上減少した場合としてください。

保険医療課
考えておりません。

- ★⑤新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の対象に事業主を加えてください。また、新型コロナウイルス感染症以外の傷病についても、傷病手当金の対象としてください。

保険医療課
考えておりません。

- ★⑥資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。また、医療を受ける必要が生じ、短期保険証に切り替える際には、医師の診断書など条件をつけることなく交付してください。

保険医療課
発行しておりません。

- ★⑦保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

保険医療課
短期保険証を交付する際の面談等により、生活実態把握に努めています。差し押さえ等の滞納処分については、納付約束を守らない等の滞納者に対して、納税の公平性を保つために行っていく方針です。

- ⑧一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

保険医療課
広報で周知しています。

- ⑨70歳未満を含む74歳までの高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。

保険医療課
令和2年5月より支給申請手続きを簡素化しました。

3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください

収納課

当然のことながら、法律で差押が禁止されている財産については差押を行っていない。納税者個々に実情が異なるため、生活実態や収入状況などの聞き取りを行い、税負担の公平性を確保するためにも、早期完納に向けた相談に応じ、分納などで対応している。

また、調査の結果、滞納処分することができる財産がないと判断した場合は、滞納処分の執行を停止している。

4. 生活保護について

★①新型コロナ禍における生活保護受給手続きについて、申請書を誰もが見えるところに置き手続きしやすくし、申請は、速やかに受理し基本的な生活を確保してください。他自治体への行政たらいまわしは行わないでください。

民生課

申請書については窓口での設置をしておりますが、申請の意思が表明された場合は速やかに実施機関である県福祉事務所へ繋ぎ、適切に対応しております。

②生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。

民生課

電話及び窓口で保護の相談があれば、速やかに実施機関である県福祉事務所へ繋ぎ、適切に対応しております。

★③扶養義務者への扶養照会をしないでください。

民生課

扶養照会については、実施機関である県福祉事務所が実施しております。

④住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設収容ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

民生課

保護決定については、実施機関である県福祉事務所が実施しております。また、保護施設の許認可についても県が対応しております。

★⑤ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やし、担当者の研修を充実してください。また、「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

民生課

ケースワーカーは、県福祉事務所の職員となります。採用や研修についても、県が実施しております。

★⑥エアコンを全ての生活保護世帯に設置してください。また、設置しても電気代がかかるために使用を制限してしまうことのないよう夏期手当を出してください。

民生課

エアコンについての相談や、手当等の支給決定は県福祉事務所が実施しております。

5. 福祉医療制度について

- ★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

保険医療課

現行の制度で行っていく予定です。

- ★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

保険医療課

平成24年4月から通院に伴う医療費を中学校卒業まで拡大を行いましたが、それ以上の拡大は考えておりません。

- ★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

保険医療課

令和2年10月診療分から助成制度を拡充し、1・2級精神障害者手帳の保持者は全疾患の医療費を助成の対象とし、精神障害者手帳3級及び自立支援医療受給者証保持者の精神疾患の医療費について自己負担額を助成の対象としています。

- ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

保険医療課

現行の制度で行っていく予定です。

- ⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

保険医療課

実施の予定はありません。

6. 子育て支援について

(1)子どもの貧困対策計画の策定・推進

- ①「子どもの貧困化対策大綱」に基づき、「子どもの貧困対策支援計画(子ども子育て支援総合計画によるものを含む)」を策定してください。コロナ危機下での「格差と貧困」の拡大の進行の状況を踏まえ、必要な調査や見直しを行ってください。

子育て支援課

子どもの貧困対策計画を策定する予定は今のところありません。

- ②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施・拡充してください。

子育て支援課

ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定する予定は今のところありませんが、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業等については愛知県が実施しています。また、ひとり親家庭等の児童を一時的に養育・保護するため、平成27年度から子育て短期支援事業を実施しています。

- ③教育・学習支援への取り組みを行うとともに、NPO やボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

学校教育課

子どもの貧困対策としてではありませんが、平成28年度より社会教育課において「スタディサポート クラブ(SSC)」を組織し、学習習慣や基礎学力が十分についてない中学生に対し、学習支援を通して基礎学力及び自学自習の定着を図り、学力の向上を図ることを目的とした取り組みを行っています。令和3年度からは、対象を拡大し、中1から中3の生徒を対象に行っています。

したがって、現段階では子どもの貧困対策としての「無料塾」や「こども食堂」への支援は考えておりません。

(2)就学援助制度の拡充

- ①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

学校教育課

現在、生活保護基準の1.2倍未満の世帯が対象です。

- ②年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

学校教育課

年度途中でも申請できるよう、全児童生徒の保護者に対して4月に制度の案内チラシを学校から配布し、広報及びHPにも案内を掲載しております。

★(3)子どもの給食費の無償化

- ①小中学校の給食費を無償にしてください。当面、事情により支払いができない場合の「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。

学校教育課

学校給食法によって施設・設備経費・職員の人件費は設置者の負担とし、それ以外を保護者の負担とすることが定められています。町としては、保護者負担を少しでも軽減できるよう、補助金により支援しています。

- ②就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、国による免除対象範囲を上回る減免・補助制度を実施・拡充してください。

子育て支援課

町独自の減免について今のところ実施の予定はありません。また、国による免除対象範囲を上回る減免・補助制度を実施する予定もありません。

(4)保育施策の抜本的拡充

- ★①公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。

子育て支援課

従来から当町に公立保育施設はありません。

- ★②認可保育所の整備・増設を行ってください。認可外保育施設等の認可化をすすめてください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ引上げるための具体的な施策を実施してください。

子育て支援課

平成30年度より保育所1園、小規模保育事業所1園を開園。また、各園から整備等が必要であれば報告を受けています。当町の認可外保育施設は居宅訪問型保育施設1園ありますが、廃止予定のため認可化、独自の指導監督基準に関する施策を実施する予定はありません。

- ③企業主導型保育事業による保育施設への立入りや面談を実施するなど市町村独自で実態を把握してください。

子育て支援課

当町に企業主導型保育施設はありません。

- ④保育士配置と保育室の面積にかかる基準を、公私間の格差なく、自治体独自に上乘せ・拡充し、ゆとりある保育を実現してください。

子育て支援課

町独自の配置と面積にかかる基準を作成する予定はありません。

- ⑤職員の処遇について、公私間格差を是正してください。

子育て支援課

当町に公立保育施設はありませんが、毎年、人事院勧告後に各園に対して町職員基準の給与表を参考に送付しています。

7. 障害者・児施策について

- ★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、入所支援施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設、短期入所施設、居宅介護、相談支援などを併設する小規模多機能施設を設置してください。

民生課

グループホーム等社会資源については、圏域単位などの規模で検討していくことが必要と考えております。

- ②在宅の生活を送る障害者の居宅介護や重度訪問介護の支給時間は、必要とする時間を支給してください。

民生課

原則、国の基準に合わせて決定していますが、利用者の置かれている環境などにより柔軟に対応しております。

- ③移動支援(地域生活支援事業)を、通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

民生課

原則、通園・通学・通所・通勤については認めておりませんが、短期あるいは緊急などの必要な場合については柔軟に対応しております。入所者の利用については、今のところ認めておりません。

- ④居宅介護(ホームヘルプ)利用者の入院時および入院中のヘルパー利用を支援区分にかかわらず認めてください。

民生課

今のところ、実施の予定はありません。

- ⑤障害者・児の利用料を原則無償とし、「応能負担」となるよう国に働きかけるとともに、自治体としても補助をしてください。また給食費など、福祉として必要なことも無償になるようにしてください。

民生課

今のところ、実施の予定はありません。

- ★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」せず、要介護認定の申請がないことを理由に障害福祉サービスを打ち切らないでください。そして、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。また、障害福祉サービスを利用する人が、要介護認定で非該当になった場合、障害福祉サービスの支給時間を削減しないでください。

民生課

原則、要介護認定の申請を求め介護保険を優先しておりますが、要介護認定で非該当になった場合は、利用者の障害の状況により柔軟に対応しております。

- ⑦障害者が生活するグループホーム等の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

民生課

要望書の提出は考えておりません。

- ⑧安定的な経営・人材確保・支援の質が担保されるよう、障害福祉の基本報酬を、日割単価制度を廃止し、月額単価制度になるよう国に要請し、自治体でも補助してください。

民生課

要望書の提出は考えておりません。

- ⑨地域生活支援事業の報酬単価を引き上げてください。

民生課

今のところ、実施の予定はありません。

8. 予防接種について

- ★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、帯状疱疹ワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。

保健センター

今のところ、実施の予定はありません。

- ②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

保健センター

今のところ、実施の予定はありません。

9. 健診・検診について

- ★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

保健センター

今のところ、実施の予定はありません。

- ②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

保健センター
実施しています。

- ③保健所や保健センターの保健師等スタッフを増員してください。歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

保健センター
保健師等スタッフは増員しています。歯科衛生士は2名配置しています。

【2】国および愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してください。

1. 国に対する意見書

- ①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。

保険医療課
意見書・要望書の提出は考えておりません。

- ②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。

保険医療課
意見書・要望書の提出は考えておりません。

- ③マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。年金は毎月支給にしてください。

住民課
今後の国の動向を見守っていきたいと考えております。

- ④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。夜勤は「複数体制」を基本に人員配置基準を見直し、財政支援を強めてください。

民生課
今後の国の動向を見守っていきたいと考えております。

- ⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。

保険医療課
意見書・要望書の提出は考えておりません。

- ⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。特にグループホームの一人夜勤が解消できる基準にしてください。

民生課
意見書の提出は考えておりません。

- ⑦新型コロナウイルス感染症にかかわる医療・介護・福祉・保育等への支援を強化してください。

保険医療課・民生課・子育て支援課・保健センター等関係課
今のところ、実施の予定はありません。

2. 愛知県に対する意見書

(1) 福祉医療制度について

- ① 子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。

保険医療課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

- ② 精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、手帳1・2級を所持しない自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

保険医療課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

- ③ 後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

保険医療課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

(2) 国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。

保険医療課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

(3) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支援について

- ① 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れているか否かを問わず、全ての医療機関に減収補填策を講じ、国に要望してください。患者・利用者の負担なく診療報酬の大幅な引き上げを国に要望してください。職員に対して、定期的なPCR検査を公費負担で実施してください。医師・看護師等の確保、危険手当等を支援してください。

保健センター

町内に新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる病床を備えた医療機関はありません。

- ② すべての介護事業所や社会福祉施設が、事業を継続し雇用を確保するために減収分を補填してください。感染予防等に係る費用の増大分への補助金が利用しやすいよう支援してください。

民生課

今のところ、実施の予定はありません。

- ③ 地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。感染症病床を増床し確保してください。

保健センター

町内に公立・公的病院はありません。